

2020年5月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

企業版ふるさと納税の改正について  
(地域創生応援税制)

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「南宮大社」

## 目次

- |   |                                |    |                |
|---|--------------------------------|----|----------------|
| 2 | コロナショック                        | 7  | 請負と民法改正        |
| 3 | 医療・介護事業とICT                    | 8  | (随想)           |
| 4 | 企業版ふるさと納税の改正について<br>(地域創生応援税制) |    | 「新型コロナウイルス」に思う |
| 6 | 定年後の再雇用制度                      | 9  | 康友会入会案内・税務労務   |
|   |                                | 10 | ご案内            |

# コロナショック

センター代表 杉浦 康晴

令和に入り、ちょうど1年が経ちました。希望に胸を膨らませた1年前、今のこの状況は誰もが予想していませんでした。この厳しい状況の中、新型コロナウイルスと闘う医療従事者の方々に敬意を表します。またお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げるとともに、療養中の方やそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

飲食業を始め、あらゆる業界で経営が極めて厳しい状況に置かれています。そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、政府は令和2年4月7日に東京都など7都府県を対象に緊急事態宣言を発令しました。それと同時に過去最大規模の緊急経済対策も発表されました。

中小企業への支援策も日々拡充されています。中小企業の資金繰り支援は政府系金融機関ではもはや対応しきれず、民間の金融機関でも対応し、資金が融資できるようになりました。

我々の税務業務におきましても、令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日まで延長しました。さらに、「確定申告期限の柔軟な取り扱いについて」とそれ以降の申告も可能になっています。過去には東日本大震災の時には地域限定で期限延長は行われましたが、全国的に実行されるのは初めてのことです。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に

おける税制上の措置が令和2年4月7日に閣議決定されました。イベントの自粛要請や入国制限措置などに起因して多くの事業者の収入が急減しているため、事業者の税金や社会保険料について延滞税無しで1年間猶予する特例が設けられました。

第一生命経済研究所の永濱利廣氏によると、「コロナショック」の先行きについて「直近3月28日までの1週間で新規失業保険申請件数は664.8万件まで増加し、リーマン後に最高を記録した2009年3月の66.5万人を大幅に上回っている。2020年3月分の雇用者数も大幅悪化に転じており、新型コロナの影響が労働市場にも広がっていることが明らかとなっている。新規失業保険申請件数に基づけば、4月の雇用者数はそこからさらに2000万人程度の減少となり、失業率も20%近くまで上昇することが見込まれる。」と予測しています。(4月6日現在)

この事態に企業はあらゆる手段で企業の存続、労働者の雇用維持のため、不測の事態に備えて準備が急務となります。

2018年6月に成立した、働き方改革関連法案は2019年4月1日をもって改正法が適用開始されました。「働き方改革」とは、日本企業の労働環境を大幅に見直す取り組みを指します。奇しくも必然的にテレワークや時差出勤等あらゆる手段で日本の労働環境や働き方の変化が進むことになりました。

# 医療・介護事業とICT

株式会社 葵経営コンサルタンツ 中島 和人

小規模の事業者が多いことや労働集約的な業務から、医療・介護業界はICT化があまり進んでいません。そのなかで先進的な事例の記事を見つけましたので紹介します。

まずは介護の事例です。北九州市は政令指定都市の中で高齢化率が最も高く、その危機感から2016年より先進的介護モデルの構築を進めています。その実証の一環に、地域密着型特別養護老人ホーム「好日苑 大里の郷」があり、介護ロボットとICT機器の導入により業務改善を進めました。その結果、導入前と導入後の比較では、介護・看護職員の「作業時間」はともに30%以上の減少。「夜間の見守り時間」は62%の減少、これは4ユニットで1人分人員を削減できる効果です。そして「記録業務の時間」は介護職員で58%の減少という大きな成果があがっています。

その内容は、まず介護・看護職員の各業務をリスト化、介護ロボットやICTで代替が可能な業務を洗い出し、必要な機器の選定・実装です。具体的には、夜間の定時巡視業務の削減や転倒行動の早期発見と対応等をはかるために複数の見守りセンサーの設置、介護者の腰痛予防や省人化をはかるために移乗支援機器の導入、職員間の情報共有や効率化をはかるためインカムを支給、記録時間の削減や情報精度の向上を見込んで介護記録や見守りセンサーのデータを自動集約できるシステムの導入等です。(介護助手の増員も実施)

導入の感想を施設の管理者は、「介護職員

の仕事がきついことは実感していても何がきついのかをはっきりと見える化して、どこに時間がかかっているのかがわかったことが大きい」と語っています。

医療の事例では、医療現場をテクノロジーで効率化し、患者の利便性や医療の質自体の向上を目指すLinc'well（リンクウェル）がICTを徹底活用した「クリニックフォア」という診療所を開設し、業務システムを開発しています。そして店舗拡大を狙い、経営やマーケティング、採用、教育のサポートを一括して提供することにより多くの診療所のプロデュースも考えています。

そのシステムは、オンライン予約やAIを取り入れた問診システム、そして院内オペレーションに電子カルテを活用し、会計はキャッシュレス対応です。ターゲットは忙しいビジネスマンで、利用しやすいよう複数の医師のワークシェアにより平日は9時30分から21時まで、土日祝日も9時から18時まで診療を行っています。

将来的には「問診のオンライン化」や「メディカルサプリのEC」さらに「オンライン診断」や「法人向けのオンライン健康診断」の構想もあるとのこと。

各々の状況もあり早急な対応が必要であるとは考えませんが、ただ、ICT活用の広がりには閾値を迎えているのかもしれない。具体的な検討を始める必要はあると考えます。

参考：日経ヘルスケア 2020年3月号  
TechCrunch Japan 2019年5月27日

# 企業版ふるさと納税の改正について

葵総合税理士法人 税務会計部 木村 秀政

## 1. 制度の概要について

地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」といいます。）は、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、法人関係税（法人住民税、法人税、法人事業税）から税額控除する仕組みです。

## 2. 令和2年度税制改正について

令和2年度の税制改正において、企業版ふるさと納税は大幅に見直されました。

### ①適用期間の5年間延長

延長後の適用期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

### ②税額控除割合の引き上げ

税の軽減効果が、寄附額の最大約9割へ（改正前は約6割）。

例）100万円の寄附をした場合、最大約90万円の法人関係税が軽減

### ③寄附時期の制限の大幅な緩和

地方創生事業の事業費が確定する前であっても、一定の場合、地方公共団体は寄附の受領が可能になり、企業の寄附したいタイミングでの寄附が可能に。

## 3. 税額控除の内容について

①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（改正前2割）。

<法人住民税のうち法人税割額の20%が上限>

②法人税 法人住民税で控除額が4割に達しない場合、その残額を法人税から税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。

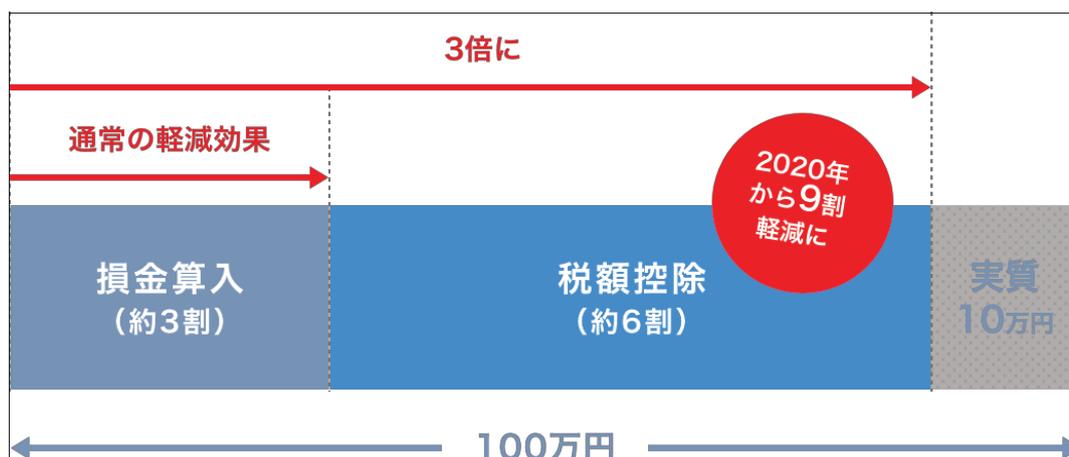
<法人税額の5%が上限>

③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（改正前1割）。

<法人事業税額の20%が上限>

改正前は、法人住民税・法人税の合計で2割、法人事業税で1割の税額控除があり、寄附金の損金算入による実効税率分の約3割と合わせて寄附額の最大約6割の税の軽減効果があり、企業負担は4割となっていました。

改正後は、法人住民税・法人税の合計で4割、法人事業税で2割の税額控除があり、寄附金の損金算入による実効税率分の約3割と合わせて寄附額の最大約9割の税の軽減効果があり、企業負担は1割となりました。



#### 4. 企業版ふるさと納税のメリットについて

次のようなメリットが考えられます。

- ①企業としてのPR効果
- ②地方公共団体との新たな関係の構築
- ③地域資源などを活かした新事業の展開

#### 5. 企業版ふるさと納税を利用するうえでの留意点について

企業版ふるさと納税を利用するうえで注意しなくてはならない点は次の通りです。

- ①1回あたり10万円以上の寄附が対象。
- ②個人版ふるさと納税と違い経済的な利益を得ることはできない。
- ③自社の本社が所在する地方公共団体への寄附は対象にならない。
- ④地方交付税の不交付団体である都道府県など、一部の自治体は制度適用外。

#### 6. 制度活用の流れについて

①地方公共団体が地域再生計画を作成して内閣府へ申請。

↓

②内閣府による認定・公表。

↓

③企業は地方公共団体に寄附を行う。

↓

④寄附を受けた地方公共団体が、寄附を行った企業に対して領収書を発行する。

↓

⑤企業は、領収書に基づき、地方公共団体や税務署に対して企業版ふるさと納税の適用がある旨を申告し、税制上の優遇措置を受ける。

出典：

ふるさとコネクト (<https://furu-con.jp/index.html>)

内閣府地方創生推進事務局HP ([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyoyou\\_furusato.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyoyou_furusato.html))